

◆第55号議案 平成27年度箕面市一般会計補正予算（第1号）

無所属の中西智子です。

第55号議案 平成27年度箕面市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

私はこの補正予算の全てに反対するわけではありませんが、やはりどうしても譲れない課題がある場合には、しっかり意見表明をすべきであると考えています。先ほど45号・46号議案で縷々反対意見が述べられておりましたマイナンバー制度にかかわる予算や、船場地区まちづくり拠点施設整備事業費の継続費、および生活保護事務事業費について、問題があると考えています。箕面市民の安心安全な暮らしを守る、あるいは、まちづくりや福祉の観点から、問題提起を行う意味で、この議案の反対理由を述べます。

まず、マイナンバー制度に関する問題についてですが、補正予算「自動交付機改修事業」において、マイナンバー対応に伴うシステム改修費が計上されています。民生常任委員会での質疑では、来年度からのコンビニ交付の導入を視野に入れた、「当面の継続使用」のための最低限の改修である、との説明でした。

この制度は「行政の効率化、利便性の向上、公平・公正な社会の実現」という謳い文句で導入されますが、一方で、費用対効果が不透明であること、個人情報漏えいや不正利用が懸念されており、マイナポータルを使っても、自己情報コントロール権が十分に保障されないことなどがデメリットとして指摘されています。

国は、2017年には、番号カードを健康保険証としても使えるようにし、さらに戸籍にも番号を適用することや、病院での受診歴などが分かる仕組みを2018年度から段階的に導入することなども検討しています。

しかし、先般の日本年金機構が127万件もの年金加入者の情報を流出させた事件により、住民の不安はつのる一方です。

マイナンバー制度に詳しい日本弁護士連合会の清水 勉弁護士は、「民間のセキュリティレベルは行政ほど高くない。マイナンバーは各分野に散らばる個人情報情報を簡単に結び付ける“鍵”になる。情報は商品になるから、番号入力ですべて検索できるシステムが作られるだろう。違法でも、できることはやるのがネッ

トの世界だ」と問題性を指摘しています。

その問題性を裏付けるかのように、今年の秋から大手損保会社が、マイナンバーを対象にした企業向け保険を売り出すことになりました。企業が管理する従業員のマイナンバーが、不正なアクセスやウイルスメールなどのサイバー攻撃に遭い、外部に流出した場合の被害を補償するという内容です。日本年金機構の情報流出事件が発覚し、この制度の先行きが不安視されている現状を如実に反映しているといえます。

このような状況においては、法定受託事務であるとはいえ、地方自治の観点から市は国に対し、市民の不安を払拭するために、法施行の延期や再検討、民間利用の中止を求めるべきであると考えます。

ゆえに、市独自の拡大利用となるコンビニ交付を前提にした自動交付機の改修事業には賛成できません。

次に、船場地区まちづくり拠点施設整備事業費の継続費についてですが、これは仮称・箕面船場駅前の公共空間・公共施設の配置やデザインなどの基本構想を策定するため、400万円を追加する、というものです。区画整理した3.5ヘクタールのエリアについて、市は、市民は参加させずに、市と大阪船場繊維卸商団地組合とで、決める、とのことですが。

まちづくりの主役は市民であるにも関わらず、市民の参画は認めない、と頑なな市の姿勢はまったく理解できません。

この場所への移設が決まっている市民会館についても、グリーンホールを活用している団体の意見を聞いた、という市の説明でしたが、グリーンホールに集う市民の声は集めていません。会議室の設置の有無についても、市民の意見を聞かずに決めようとしています。

さらに、最近になって、この3.5ヘクタール内に、大阪大学の外国語学部を移転するということが報道で知りました。昨年から協議されていたとのことですが、プレス発表前にも議会に報告されず、議会軽視も甚だしいと考えます。このような市政のあり方は、協働のまちづくりを掲げた市の条例にも反しています。市は船場のまちをどのようなまちにしたいと考えているのでしょうか。多文化交流センターを小野原西に設置する際に、国際交流の拠点を市の中央ではなく、何故東部に置くのか、と議論になりました。その時、市は、東部に外国語大学があり、小野原地域に居住する外国人市民が多いという説明を行いました。阪大・外国語学部のキャンパス移転により、多文化交流の実質的な拠点が船場に移ることをどのように位置づけてまちづくりを行うのかも、よく分かり

ません。

なお、新キャンパスの土地は箕面市が用意し、現在のキャンパスと交換する、という件についても、議会での議論の場が与えられないままであり、理事者の独断が先行しています。

この阪大のキャンパス移転が水面下で整うなかで、駅前の基本構想の事業があったと考えられるわけで、このようなまちづくりの在り方は、やはり認められません。

3点目の生活保護事務事業費についてですが、これは主に住宅扶助基準、いわゆる家賃分の見直しが本年7月から行われるために、システムを改修する費用です。

改定後は、1人世帯では月額42,000円から39,000円に3,000円の減額、2人世帯では55,000円から47,000円に8,000円の減額となります。

箕面市での対象世帯は、今年2月の時点で、住宅扶助受給830世帯のうち、522世帯となっています。今年度7月以降の家賃の更新のタイミングで、1年以内には新基準内の家賃の住宅に引っ越さねばなりません。

例えば、就学中の子どもと二人暮らしの母子家庭であっても、引っ越しするか、生活費部分をきりつめるか、の選択を迫られるわけです。たとえば親が病気で働けない場合などは、子どもの貧困に繋がります。本年4月から本格的に施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業は、「第6回経済財政諮問会議で提出された資料によると、「生活保護制度の見直しと一体で、その財源は、生活保護制度の更なる見直しにより確保する」というふうになっています。生活保護費を削って、困窮者の自立支援事業をおこなうということであり、これは本末転倒といわざるをえません。

格差社会が広がるなかで、健康で文化的な生活水準が満たされていない貧困層が増加しています。生活保護世帯へのバッシングがなくなることはなく、一部の不正受給者が総体であるかのような錯覚が蔓延しています。箕面市ではこのような弱者に厳しい住宅扶助費の見直しについて、たとえば空家の活用であるとか、水道減免を復活させて生活を支援するなど、市独自の対策が検討されていませぬので、このシステム改修関連予算にも問題であるという指摘をさせていただきます。以上、私の反対討論といたします。